

スプリングレビュー調書

農林水産部

【協議事項】(案件名を記入してください)

企業参入等による農業の活性化策について

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

1 農地の状況

- ・担い手不足により農業振興地域の農地のうち約10%が耕作放棄地になっている。
- ・農地所有者の資産保有意識により農地流動化が遅れている。
- ・担い手に集約されていない農地が約1万haある。
- ・南区などでは、水田と畑が混在し、大規模な農業の展開を阻害している。

2 農業をめぐる情勢

- ・企業の農業への関心は高まっている(イオングループ、JRなど)。
- ・農協は、篠原のたまねぎなど、産地の維持の観点から農地の集積に積極的に動いている。
- ・農地法の改正により、企業は農業に参入しやすくなった。
- ・農地法の改正により、農地を農業以外の用に供するのは困難になった(流動化促進の要素)。
- ・家族経営体による農業経営の規模拡大には限界がある。

3 企業の農業への参入

- ・「企業立地推進法 浜松市地域基本計画」に農商工連携が位置づけられた。
- ・農業生産にあたる企業を市外から誘致する場合、露地栽培であれば、10ha規模の広大で集団的な農地が必要になると見込まれる。
- ・土地を効率的に利用することのできる植物工場(高度に制御された環境で野菜等を栽培する)の技術は確立しつつある。

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

1 農地について

- ・耕作放棄地情報を、耕作放棄地対策協議会を通じて、地域の農業者へ発信していく。
- ・耕作放棄地を含む広大で集団的な農地は、企業の農業参入の可能性を検討する。
- ・後継者がいないため離農を考えている者や、非農家でありながら農地を所有する者へは、農地銀行への登録を促し、農地の流動化を進める。
- ・農地の流動化を促進する組織(例えば県農業公社)への支援を検討する。

2 多様な担い手

- ・農業生産の持続的な発展と農地の適正な管理のため、経営感覚にすぐれた先進的な農業者のほか、企業や新規就農者、兼業農家など多様な担い手を農業施策の対象者として位置づけていく。
- ・農業生産を担う主要な担い手の一つとして企業(新たに法人化する経営体、既存の農業生産法人、食品関係の会社など)を位置づけ、農業への参入を促す。
- ・企業の農業への参入には、①農業の持続的な発展、②農地の荒廃の防止、③雇用の創出の効果が期待できる。
- ・企業の農業への参入と併せて、農林水産業の六次産業化に必要な加工場などの建設を促していく。

【今後の主要事業(案)】

(論点とすべき事業を下線で強調し、概要書(主要事業調書等)を添付してください)

- 1 多様な担い手の育成
 - ・ 認定農業者への支援、新規就農への支援は、これまでの施策を踏まえつつ、より効果的な手法を検討する。
 - ・ 平成 22 年度新規事業としては、はままつ農業人材育成事業（予算額 14,100 千円）を実施する。

- 2 企業の農業への参入
 - ・ 企業の意向の把握をすすめる。
 - ・ 耕作放棄地を分析するなどして、企業の農業参入の可能性のある土地を調査する。
 - ・ 参入する企業への財政的支援のあり方（企業誘致的手法）を検討していく。
 - ・ 企業が農業生産のための広大で集団的な農地を集約するときに必要なとする基盤整備事業に対する支援のあり方を検討していく。

- 3 農商工連携の推進
 - ・ 三遠南信地域の視野に立ち、農商工連携、産学官連携の観点から、効果的な施策を研究していく。
 - ・ 平成 22 年度新規事業としては、農商工連携推進事業（1,000 千円）を実施する。

【協議要旨】

- ◆ **土地の集約の方法や企業への接触、モデル地区の設定など、関連部局と連携したアクションプランを立て、企業参入に向けた具体的な施策を作成する。**

スプリングレビュー調書

農林水産部

【協議事項】(案件名を記入してください)

森林資源を多面的に活かした林業の展開について

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

市域の7割(約10万ha)を占める森林で、持続可能な森林経営と管理を行い「環境と共生する持続可能な都市はままつ」を実現するために、歴史ある天竜林業地域と、活気あるものづくり圏とを木材の循環利用によりつなげ、新しいタイプの政令指定都市を目指す。

1 森林認証を核とした施策の展開

- ・H22.3、約18千haの森林においてFSC森林認証(*1)を取得(計画:5年間で45千ha)
- ・認証材供給能力の強化のために、認証森林面積の拡大、低コスト林業を支える林内路網の整備、改良及び維持管理、林業技術者の確保、6森林組合の連携強化、木材センター構想の実現が必要
- ・「天竜材の家百年住居の助成事業」(*2)の認証材インセンティブや、公共部門における地域材利用などを通じた、天竜材に対する都市部市民の需要拡大の働きかけや、木材加工・流通・建築業界のCOC認証(*1)取得拡大も不可欠

2 森林の環境財としての活用

- ・H21緊急雇用対策事業により、「地域残材搬出事業」を実施し間伐材1,500tをバイオマスとして利活用するとともに2人の日系外国人の正規雇用も実現。
- ・企業の社会貢献活動の場としての市有林の活用などにも取り組んでいる(カーボンオフセットモデル事業、NTTドコモの森開設など)

3 「森林づくり県民税条例」の見直し

- ・県民税超過課税である「森林づくり県民税条例」(*3)は5年目の制度見直し時期を迎えたことから、この税がさらに有効に活用されるよう、県に対して求めていく必要がある。

4 「森林・林業再生プラン」の策定(H21.12農林水産省)

～コンクリート社会から木の社会へ～ 目指すべき姿:10年後の木材自給率50%以上

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

○「森林・林業ビジョン」に掲げた以下の3つの戦略に基づき、森林認証を核とした施策の展開により、森林が持つ多面的機能の活用と保全を図る。

- ・「育てる林業から売る林業への進化」
低コスト林業の推進、担い手の育成、木材産業の再構築など
- ・「森林を活かす新たな取組みの展開」
森林産業の創出、多様な主体の参加など
- ・「市民一人ひとりの森林経営・管理への参加」
市民の意識向上、地産地消の推進など

○昨年度実施した国委託事業「広域ブロック自立支援施策等推進調査」の結果や、有識者による「森林・林業ビジョン検証会議」の提言(H22.6予定)をビジョン実現のための施策に生かしていく。

【今後の主要事業(案)】

(論点とすべき事業を下線で強調し、概要書(主要事業調書等)を添付してください)

- ①森林整備事業<環境に配慮した森林管理推進事業> (H22～全期)
 - ・ FSC 森林認証面積の拡大と COC 認証取得を促進するための取組を進める。
- ②木材需要拡大事業 (H22～全期)
 - ・ 天竜材の家百年住居^{すまい}の助成事業により都市部市民に対して地域材の循環利用と地産地消を働きかける (FSC インセンティブあり)。
 - ・ 木材センター構想実現のための第一歩として、木材産業の再構築に向け「水平連携加工システム事業」に取り組む。
 - ・ 公共部門における認証材などの利用拡大を進める。
- ③間伐材循環利用推進事業 (H22～全期)
 - ・ 間伐を促進するために搬出経費を助成する (FSC インセンティブあり) とともに、「地域残材搬出事業」により、搬出された間伐材を「木質ペレット」の原料として活用すると同時に、新たな林業の担い手育成につなげる。
- ④林道事業 (H22～全期)
 - ・ 林道網調査結果に基づき、認証地域を中心として、低コスト林業実現のための林内路網の整備、既設林道の改良及び維持管理を行う。

【協議要旨】

- ◆ **木質ペレットの利用は、コストを明確に算出し、ビジネスとして成り立つよう事業者とともに研究する。**
- ◆ **認証材の活用に向けては、加工費を含めたコストの検証などを進め、木材産業の再構築に向けた水平連携加工システム事業を推進する。**

<用語解説>

*1 FSC 森林認証

ドイツに本部を置く認証機関である Forest Stewardship Council が、世界統一の基準に沿って、適切な森林経営が行われている森林を認証する制度。そこから生産された木材等に認証ラベルを貼り、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する。木材加工・流通・建築業界の事業者が、FSC による木材の販売管理に関する認証 (COC 認証) を受けることにより、FSC 森林認証材を確実に消費者に届けられることができるようになる。

*2 天竜材の家百年住居^{すまい}の助成事業

市内の森林資源の循環利用をさらに促進し、地産地消を進めるために、地域材を木材全体の 50%以上使用した木造住宅を市内に建築する市民に対し、居住部分の床面積 1㎡あたり 4 千円、上限 40 万円を助成する事業。今年度から FSC 森林認証材を地域材の 50%以上使用した場合には、さらに 20 万円の追加助成が受けられることになった。

*3 「森林づくり県民税条例」

目的：森林は、土砂災害の防止、水源のかん養などの公益的な機能を有しており、これらの「森の力」は、すべての県民が享受しているが、近年、社会的、経済的な要因等により森林の荒廃が進行しつつあることから、今後、様々な影響が懸念される。荒廃した森林を再生し、良好な森林環境を保全していくために新たな施策を行う必要があり、この財源に充てるため、平成 18 年度から森林(もり)づくり県民税を導入した。(課税期間 5 年間：平成 22 年度に見直し)

税の仕組み：現行の県民税均等割の額に一定額を上乗せする県民税均等割超過課税方式による。

個人：400 円/年、法人：法人県民税均等割額標準税率の 5%相当額(資本金に応じて千円~4 万円/年)

税の使途「森の力再生事業」：公益性が高いが権利者による整備が困難なために荒廃している森林を、県民との協働・連携により整備し、土砂災害の防止、水源のかん養等の「森の力」を回復させる。(事業期間 10 年間、84 億円)